

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用 弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づく評議員及び役員に対する報酬、本会委員等に対する報酬、費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び本会評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 委員等とは、本会法人後見事業運営委員、本会福祉サービスに係る苦情解決第三者委員、本会支部長及び会長が認めた者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対し、その職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、所轄庁の一般職の職員及びこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。

- 2 月額報酬を受ける役員のうち常勤の理事及び非常勤の理事の勤務状況は、出勤簿により把握するものとする。また、基準に満たない勤務日数の場合は、月額を基準日数で除した額に、実出勤日数を乗じて得た額を支給する。

(役員等に対する報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 4 本会評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(委員等に対する費用弁償の額の算定方法)

第5条 委員等が、その職務のため委員会等に出席したときは、別表第5に定める費用を弁償するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は本会給与規程第19条に準じた日とする。

2 非常勤の役員(月額報酬を受ける非常勤役員を除く)、評議員、本会評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会、評議員会又は当該委員会への出席、法人、施設運営のための業務等に当たった都度、支給する。

3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等及び委員等が、本会の業務のため出張する場合は、本会事務局職員旅費規程を準用し、旅費を支給するものとする。ただし、特別な理由によりこれにより難しい場合は、会長がその都度定める。

2 前項に規定する旅行が、研修、視察を目的とする場合には、打ち切り旅費として支給することができる。

3 役員等及び委員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を必要とする場合は、当該費用を支給する。

4 役員及び評議員が理事会、監事監査及び評議員会に出席する場合並びに本会評議員選任・解任委員、本会法人後見事業運営委員、本会福祉サービスに係る第三者委員及び本会支部長が職務のためにそれぞれの委員会等に出席する場合の旅費については、これを支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任又は解任した場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における退任、就任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算によって計算する。

4 第2項の規定に関わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬をその遺族に支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

(補足)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 15 日から施行し、平成 29 年 7 月 26 日から、適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）（本会定款第18条第3項に規定される者）

役職名	報酬の額	支給基準
常務理事	月額 228,000 円	本会就業規則第3章及び第4章を準用

（報酬額算定の考え方）

報酬単価を社会福祉法人花巻市社会福祉協議会給与規程別表第5（第7条第5項関係）「5級の職員（事務局長級）」の給料支給上限額（月額）より算出し、支給基準により報酬月額を算定する。

（報酬単価の算出）

上記規程による「5級の職員（事務局長級）」の給料支給上限額 340,000 円(①) ①÷160時間（1か月の平均労働時間）×0.6（『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「第7章 評議員、理事監事及び会計監査人の損害賠償責任について」における「最低責任限度額」に示される理事長6、業務執行理事4の割合を参考とする。）

（報酬月額の算出）

340,000 円×0.6(最低責任割合)×112/100(事務局長手当加算分)≒228,000 円

別表第2（非常勤役員の報酬）

(1) 会長（本会定款第18条第3項に規定される者）

報酬の額	支給基準
月額 100,000 円	1カ月の出勤 10日以上

(2) 副会長

報酬の額	支給基準
月額 20,000 円	1カ月の出勤 2日以上

(3) 理事

報酬の額	支給基準
日額 3,500 円	理事会等への出席
日額 3,500 円	上記の他、法人、施設業務のための出勤

(4) 監事

報酬の額	支給基準
日額 10,000 円	監事監査等への出席
日額 3,500 円	上記の他、法人、施設業務のための出勤

別表第3（評議員への報酬）

報酬の額	支給基準
日額 3,500 円	評議員会等への出席
日額 3,500 円	上記の他、法人、施設業務のための出勤

別表第4（本会評議員選任・解任委員への報酬）

報酬の額	支給基準
日額 3,500 円	委員会等への出席
日額 3,500 円	上記の他、法人、施設業務のための出勤

（別表2から別表4に係る報酬額算定の考え方）

報酬単価を社会福祉法人花巻市社会福祉協議会給与規程別表第5（第7条第5項関係）「4級の職員（課長級）」の給料支給上限額（月額）より算出し、支給基準により報酬額を算定する。

（報酬単価の算出）

上記規程による「4級の職員（課長級）」の給料支給上限額 300,000 円(①)

①÷160時間（1か月の平均労働時間）=1,875 円(②)

（報酬額の算出）

○別表第2(1)及び(2)

②×5.5h（1日の平均勤務時間）≒10,000 円(③)

③×支給基準によるそれぞれの勤務日数（10日、2日）

○別表第2(3)、(4)、別表3及び別表第4（報酬額3,500 円のもの）

②×2.0h（平均会議等開催時間）

○別表第2(4)（報酬額10,000 円のもの）

②×5.5h（平均監査開催時間）

別表第5（本会法人後見事業運営委員、本会福祉サービスに係る苦情解決第三者委員、本会支部長及び会長が認めた者への費用弁償）

費用弁償の額	支給基準
日額 3,000 円	委員会等への出席
日額 3,000 円	上記の他、法人、施設業務のための出勤